

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月に〇大学に採用され、平成〇年〇月からは〇研究所の総務掛主任として、庶務、総務の業務に従事していた。

請求人は平成〇年〇月〇日、助教授採用試験不合格者と電話連絡している時、体調の変化に気付き、電話終了後、上司に救急車の手配を依頼した。

救急車で〇病院へ搬送され、「脳内出血、右片麻痺、高血圧性緊急症」（以下「本件疾病」という。）と診断され入院治療を受け、同年〇月〇日に〇病院に転医し、入院、通院治療を受けた。

請求人は、本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務中の電話の最中に、極度の心理的動揺により発症したものであり、過度の緊張により発症した業務上の災害は明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者に発症した本件疾病は、認定基準の「脳出血」に該当する疾病である。
- (2) 請求人は、発症から前日までの間の「異常な出来事」として「〇研究所の助教授公募事務において、すでに不合格通知を受けた者の父に合格者と誤って、書類を提出するように電話をし、その後、不合格者本人から確認のため問合せの電話があり、請求人は初めてミスをしたことに気が付き、電話の最中に極度の興奮状態となった。」旨の申し立てを行っているが、電話の主は不合格と通知が既にあったにもかかわらず合格したかのような連絡があったため、確認の問合せを行ったものであり、電話も短時間で終わり電話の主も納得し、抗議もなかったこと、またこのミスによって請求人に人事上の問題もなかったことから、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。
- (3) 発症前1週間において請求人の時間外労働は、1時間から2時間程度であり特に長時間労働は認められない。また休日は3日確保されており、業務内容に変更等は認められないことから特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 請求人の時間外労働は、発症前1ヶ月間に0時間45分、発症前2か月にわたって1カ月当たり4時間22分、発症前3か月にわたって1カ月当たり3時間45分、発症前4か月にわたって1カ月当たり3時間22分、発症前5か月にわたって1カ月当たり5時間24分、発症前6か月にわたって1カ月当たり5時間35分といずれも業務との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない。
- (5) 請求人は、定期健康診断で度々高血圧症、左室肥大、高脂血症の指摘を受けていたが治療を受けていなかった。
- (6) 以上より本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は平成〇年の検診結果で、血圧値 182/119 中性脂肪値 879 の高い数値であり、前年も血圧値 172/109 中性脂肪値 354、前々年も血圧値 169/107 中性脂肪値 563 と高値が測定されており、要精密検査の判定を受けていたにもかかわらず、自らの判断で精密検査等を受けていなかったものである。高血圧等については 10 年程前から指摘されており、自らの判断で減塩と生活改善で症状の改善を図っていたとしている。
- (2) 請求人の発症前 1 週間の業務状況は通常の総務掛業務であり、過重な業務が継続していたとは認

められない。

また、本件疾病の発症前6ヶ月間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間は45分、同2カ月平均で4時間22分、同様に3カ月平均3時間45分、4カ月平均3時間22分、5カ月平均5時間24分、6カ月平均5時間35分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いと評価できるおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。

したがって、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものとは認められない。

- (3) 請求人は、「助教授採用の不合格者からの確認の電話の照会に対して、初めてミスに気付いたことにより極度の心理的動揺が生じた。」ことが発症の直接原因と申立てているが、電話のやり取り「相手方からの照会に対し、請求人の『間違いです、申し訳ありません。』、相手方の『わかりました。』」等の内容から、電話は短時間で終わり、相手方も納得して抗議もなかったことから、「異常な出来事」であったとは認められない。

- (4) 以上より請求人に発症した本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

よって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない